

国立大学法人大阪大学教員の不服審査手続に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学に勤務する者のうち、国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程又は国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程の適用を受けるもの(以下「教員」という。)について、当該規程に定める不服審査委員会の構成等その細則を定めることを目的とする。

(不服審査の申立て)

第2条 教員(部局長を除く。)又は部局長による不服審査の申立ては、文書により総長に対して行うものとする。

- 2 前項の申立てが教員(部局長を除く。)によって行われた場合、総長は、その旨を速やかに教育研究評議会(以下「評議会」という。)に報告するものとする。
- 3 第1項の申立てが部局長によって行われた場合、総長は、その旨を速やかに役員会に報告するものとする。

(不服審査委員会)

第3条 前条第2項の報告を受けた評議会は、速やかにそのもとに不服審査委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 委員会は、評議員の中から総長が指名した委員5名によって、これを構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出された者1名をこれに充てる。
- 4 委員会は、その審査を行うに当たって、当該教員(部局長を除く。)及び参考人の出席を求め、その弁明又は意見を徴することができる。
- 5 委員会は、審査終了後速やかに、その審査結果を評議会に報告しなければならない。

(役員会による不服審査)

第4条 第2条第3項の報告を受けた役員会は、当該部局長に係る不服審査を速やかに開始しなければならない。

- 2 役員会は、その審査を行うに当たって、当該部局長及び参考人の出頭を求め、その弁明又は意見を徴することができる。
- 3 役員会は、審査終了後速やかに、その審査結果を当該部局長及びその所属する部局等に通知するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。